

山梨県地域公共交通協議会設置規約

(目的)

第1条 山梨県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定並びに地域公共交通の活性化に資する事業の実施を目的として設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、山梨県県民生活部交通政策課内に置く。

(実施事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び実施計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 全県的又は広域圏間で調整が必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織及び委員の任期)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長、副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営

に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第7条 協議会は、特定地域に関わる事項について協議及び調整を行うため、地域部会を置くことができる。

2 地域部会は、別表2に掲げる者から会長が指名し組織する。

3 地域部会長は、会長が指名する者をもって充て、地域部会を代表し、その会務を総理する。

4 地域部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該地域部会に属する委員のうちから地域部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第4条から第6条まで並びに第10条及び第11条の規定は、地域部会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」と読み替えるものとする。

6 協議会が認めた事項については、地域部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(オブザーバー)

第8条 会長は、必要に応じオブザーバーを出席させ、意見を述べさせることができる。

(書面による決議)

第9条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項

(2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

(3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合で、書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、山梨県県民生活部交通政策課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

山梨県地域公共交通協議会（法定協議会） 委員名簿

(順不同・敬称略)

別表 1

番号	法第6条 第2項	区分	所属・役職名等	委員	備考
1	1号	地域公共交通計画を作成しようとする団体	山梨県県民生活部部長	小林 厚	副会長
2			甲府市交通政策課長	藤森 明	
3			富士吉田市企画課長	萱沼 俊光	
4			都留市地域環境課長	矢野 誠	
5			山梨市総務課長	竹川 一郎	
6			大月市企画財政課長	横瀬 政弘	
7			韮崎市総合政策課長	長谷川 尚樹	
8			南アルプス市市民活動支援課長	松下 浩	
9			北杜市企画課長	土屋 雅光	
10			甲斐市経営戦略課長	酒井 厚志	
11			笛吹市企画課長	小林 匡	
12			上野原市生活環境課長	関戸 治	
13			甲州市市民課長	中山 明人	
14			中央市企画課長	山本 由起子	
15			市川三郷町政策秘書課長	井上 靖彦	
16			早川町総務課長	望月 重美	
17			身延町交通防災課長	天野 芳英	
18			南部町交通防災課長	金井 貴	
19			富士川町防災交通課長	大久保 公生	
20			昭和町総務課長	伊藤 直樹	
21			道志村ふるさと振興課長	山口 かおり	
22			西桂町総務課長	小澤 正仁	
23			忍野村総務課長	天野 正保	
24			山中湖村総務課長	植松 秀樹	
25			鳴沢村企画課長	渡邊 英博	
26			富士河口湖町政策企画課長	清水 勝也	
27			小菅村出納室長	望月 徹男	
28			丹波山村総務課長	長谷川 達弥	
29	2号	鉄道事業者	富士山麓電気鉄道㈱社長	上原 厚	
30			東海旅客鉄道㈱身延駅長	杉山 滋良	
31			東日本旅客鉄道㈱八王子支社経営企画部長	宇野 弘之	
32		一般乗合旅客自動車運送事業者	(一社) 山梨県バス協会専務理事	篠原 勇	
33			山梨交通㈱常務取締役	一瀬 文仁	
34			西東京バス代表取締役社長	浜田 丈夫	
35			富士急バス代表取締役社長	古屋 毅	
36		富士急モビリティ取締役社長	志村 公聖		
37		一般乗用旅客自動車運送事業者	(一社) 山梨県タクシー協会会長	雨宮 正英	
38		道路管理者	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 副所長	本住 武司	
39	山梨県県土整備部道路管理課長		水口 保一		
40	3号	公安委員会（警察）	山梨県警察 交通規制課長	大勝 和彦	
41		公共交通の利用者	山梨県介護支援専門員協会 会長	鷺見 よしみ	
42			山梨県連合婦人会長	高村 里子	
43			NPO子育て支援センターちびっこはうす 理事長	内藤 香織	
44			山梨県甲州市商工会女性部長	平塚 明美	
45			山梨県大月市交通安全母の会代表	増倉 重子	
46		学識経験者	早稲田大学教授	佐々木 邦明	会長
47		協議会の運営に必要と認める者	国土交通省 関東運輸局 交通政策部交通企画課長	松木 拓	
48			国土交通省関東運輸局山梨運輸支局長	加野島 仁	
49		協議会の運営に必要と認める者	山梨県リニア未来創造局 リニア未来創造・推進課長	鎌田 秀一	オブザーバー
50	山梨県福祉保健部障害福祉課長		山本 英治	オブザーバー	
51	山梨県産業労働部産業政策課長		中澤 一郎	オブザーバー	
52	山梨県観光文化部観光振興課長		矢野 久	オブザーバー	
53	山梨県県土整備部都市計画課長		五味 勇樹	オブザーバー	

山梨県地域公共交通協議会の組織図

別表 2

法定協議会		山梨県地域公共交通協議会	
会長	学識経験者（佐々木邦明 早稲田大学教授）		
副会長	県民生活部長		
委員	関東運輸局 関東運輸局 山梨運輸支局 県内市町村（27市町村） 県バス協会 鉄道事業者 （富士山麓電気鉄道、JR東日本、JR東海） バス事業者 （山梨交通、西東京バス、富士急バス、富士急モビリティ） 県タクシー協会 地域公共交通利用者 （障害者団体、女性団体、商工団体、子育て団体等） 道路管理者 公安委員会（県警）		
オブザーバー	県リニア未来創造・推進課、県障害福祉課 県産業政策課、県観光振興課、県都市計画課		
協議事項	1 交通計画及び実施計画の策定及び変更の協議に関する事項 2 全県の又は広域圏間で調整が必要な事項 3 その他協議会が必要と認める事項		



地域部会		特定地域に関わる事項について協議及び調整を行う（必要に応じて開催）				
甲府圏域 ①市町村 甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町 ②交通事業者 山梨交通、富士急バス、JR東日本、JR東海、県タクシー協会 ③山梨運輸支局	峡北 ①市町村 韮崎市、北杜市 ②交通事業者 山梨交通、JR東日本、県タクシー協会 ③山梨運輸支局	峡東 ①市町村 山梨市、笛吹市、甲州市 ②交通事業者 山梨交通、富士急バス、JR東日本、県タクシー協会 ③山梨運輸支局	峡南 ①市町村 市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町 ②交通事業者 山梨交通、JR東海、県タクシー協会 ③山梨運輸支局	富士北麓 ①市町村 富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 ②交通事業者 富士急バス、富士急モビリティ、富士急行、県タクシー協会 ③山梨運輸支局	東部 ①市町村 都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村 ②交通事業者 富士急バス、西東京バス、JR東日本、富士急行、県タクシー協会 ③山梨運輸支局	